**平成３０年度　防災活動事業（避難訓練）　実施要領**

１．目的

防災活動事業（避難訓練）は、鳥取県西部地震のような大規模な災害が発生した場合、行政機関の活動が制限されることが想定されることから、伯耆町一斉に集落単位で避難訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と災害時の迅速な対応を図ることを目的として実施します。

２．実施日時

平成３０年９月３０日（日）　午前８時～【小雨決行】

ただし、下記に該当する事態が発生した時は、訓練を中止します。

訓練の中止の連絡は、午前７時に防災行政無線により周知します。

①突発的な大災害が発生した時

②防災機関が災害警備体制を必要とする時

③訓練本部(伯耆町区長協議会長)が中止と判断した時

３．主　催　伯耆町区長協議会　　　共　催　伯耆町・伯耆町消防団

４．実施場所　　各集落

５．訓練想定

　　　平成３０年９月３０日(日)午前８時頃に、鳥取西部を震源とする地震が発生し、伯耆町で震度６強を記録。８時に緊急地震速報を一斉に流し、その後６０秒以内に役場は防災行政無線により住民に避難を呼びかけます。

６．訓練内容　（１）緊急地震速報を受けて、まず各自身の安全を確保（机の下などに）

（２）避難所への避難訓練

（３）その他防災訓練の実施

　　※1地震指定緊急避難場所又は、いったん集合する集落の安全な場所を各集落で決め、そこへの避難訓練を実施してください。

　　※2地震避難場所への避難の時期、経路、持参品、要援護者の確認などについて、各集落でご協議ください。

７．避難訓練完了報告

　　　各集落の実施状況の確認と、今後の避難訓練を実施する上での資料とさせていただきますので、**訓練当日の午前９時までに「避難訓練完了報告事項」の①～⑤を電話により、伯耆町役場（電話６８－３１１１）までお知らせください。**

８．問い合わせ先

①避難訓練について………………………企画課 町づくり推進室（電話６８－３１１３）

　②避難所、避難訓練の内容について……総務課 総務室（電話６８－３１１１）

　③消火栓の使用について…………………地域整備課 上下水道室（電話６８－５５４０）